あなたの最低賃金 今すぐチェック！



STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象　基本給 ＋ 諸手当

対象でない　一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、
最低賃金額とを比較します。



時給の人	時給額 そのままでOK!
日給の人	日給額 ÷（1日の所定労働時間）
週給の人	週給額 ÷（1日の所定労働時間×週の所定労働日数）
月給の人	月給額 ÷（1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12）
歩合給の人	連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？ウェブでチェック！



＼最低賃金より低いかも？／ ＼おかしいな？／ と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ！

日本労働組合総連合会（連合）

0120-154-052
（いこうよ れんごうに）